

# 処 分 基 準

令和3年3月3日作成

法 令 名 : 警備業法

根 拠 条 項 : 第48条

処 分 の 概 要 : 警備業者に対する指示

原権者（委任先） : 宮城県公安委員会

法 令 の 定 め :

処 分 基 準 :

別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり。

問 合 せ 先 : 警察本部生活安全企画課（電話022-221-7171）又は警察署生活安全課

備 考 :